

1市3町の議会議員の定数と任期等

Table with columns for 相模原市, 城山町, 津久井町, 相模湖町, and 1市3町. Rows include 人口, 法定上限数, 現行議員定数, 現在議員数, 任期, and 議員1人あたりの人口.

*は、地方自治法の定数（上限数）

議会の議員の定数及び在任に関する特例について 一般原則及び特例措置の内容

Table with columns for 区分 and 編入合併. Rows include 地方自治法による一般原則, 合併特例法による定数特例, and 合併特例法による在任特例.

当地域における合併後の議会議員の人数や任期等の想定例については、協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

合併後の議員の定数や任期等に関して検討を行う「議員の定数等に関する検討委員会」の第3回委員会が7月28日（水）に相模原市のけやき会館で、第4回委員会が8月10日（火）に津久井町の神奈川県津久井合同庁舎でそれぞれ開催されました。



協議の結果、各市町において、想定例を中心に検討を行い、その結果を第4回検討委員会でご報告することになりました。

委員 相模原市では、3町の考え方を聞いてから判断するということで、現在は、まだ具体的な検討を行っていない。委員 在任特例についても意義があるので制度がある訳だから、必要性や経費面などについても十分に協議をする必要がある。

新市の各種住民サービスや制度、住民負担はこのようなになります

相模原・津久井地域合併協議会では、1市3町の約1300項目の各種事務事業の一つひとつの事業や制度について、合併後どのようにするか調整・協議されています。

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統一します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

Table showing sewerage fees for 相模原市, 城山町, 津久井町, 相模湖町, and 新市. Model case fee is 3,475 yen.

下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。ここでは、一般的家庭が2か月間で40㎡使用した場合の料金（消費税を含む）をモデルケースとしています。

土地利用（都市計画区域及び区域区分等）

広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行どおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

Table showing urban planning areas and regional divisions for 相模原市, 城山町, 津久井町, 相模湖町, and 新市.

事務組織及び機構

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、城山町、津久井町及び相模湖町の「政策企画内部管理機能」が新市の本庁機関に統合されます。

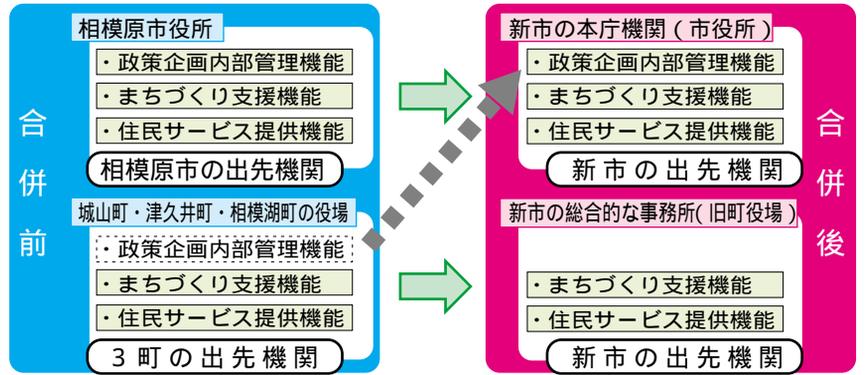


Table comparing functions before and after merger: 政策企画内部管理機能, まちづくり支援機能, 住民サービス提供機能.

会議開催のお知らせ

相模原・津久井地域合併協議会

第6回

日時：9月21日（火） 午後3時から 会場：津久井町生涯学習センター体育館（津久井町）

まちづくりの将来ビジョン検討委員会

第8回

日時：9月5日（日） 午後2時から

第9回

日時：9月13日（月） 午後6時から 会場はいずれもウェルネスさがみはら7階視聴覚室（相模原市）です。

議員の定数等に関する検討委員会

第6回

日時：9月7日（火） 午後6時から 会場：ウェルネスさがみはら7階視聴覚室（相模原市）

お問い合わせ先

相模原・津久井地域合併協議会

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23

けやき会館3階

☎042-769-8206 FAX042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページ http://www.st-gappei.jp

協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

